

○多気町道路後退用地整備要綱

平成18年9月29日

告示第255号

改正 令和2年4月1日告示第79号

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により道路とみなす部分及びすみ切り用地(以下「後退用地等」という。)の確保及び整備に関し必要な事項を定めることにより、住民と協働して良好な住環境の形成を促進し、安全で安心な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 法第6条第1項又は第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定によりその建築等に関し建築主事の確認若しくは建築主事に対する通知を要する建築物(新築、増築及び改築するものその他これらと同等のものに限る。)又は敷地を造成するための擁壁をいう。
- (2) 工作物等 門、塀その他これらに類するものをいう。
- (3) 建築行為等 建築物等又は工作物等を建築し、又は築造する行為をいう。
- (4) 建築主等 法第42条第2項に規定する道路に接する土地において建築行為等を行う者及び当該建築行為等に係る土地の所有者をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、法第42条第2項に規定する道路の境界線に該当し、建築行為等を行う場合に適用する。

(適用除外)

第4条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 都市計画区域内で行う開発行為等
- (2) 土地区画整理法による事業施行区域内における建築行為等
- (3) その他町長がこの要綱に適用することが適当でないと認めた場合

(事前協議)

第5条 建築主等は、法第6条第1項に規定する確認の申請及び工作物等についての建築行為並びに法第18条第2項の規定による計画の通知を行う前に、後退用地等の整備、管理、帰

属その他の事項等について、町長と協議するものとする。

2 前項の協議の申出は、道路後退用地等協議申出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 付近の案内図
- (2) 配置図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) その他町長が必要とするもの
(後退及びすみ切りの基準)

第6条 後退用地等の基準は、別図のとおりとする。ただし、この基準を適用した場合において、安全で円滑な交通に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、周囲の状況及び将来の道路形態等を考慮して後退用地等を決定するものとする。

(後退用地等の買取)

第7条 後退用地等を町に売り渡ししようとする建築主等は、後退用地等有償譲渡承諾書(様式第2号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、後退用地等の建築主等から後退用地等について、売り渡しの申出があった場合は、予算の範囲内で買い取ることができるものとする。

(後退用地等の寄付)

第8条 後退用地等を町に寄付しようとする建築主等は、後退用地等寄附申込書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(後退用地等の使用貸借)

第9条 後退用地等を町に無償使用貸借しようとする建築主等は、後退用地等無償使用貸借承諾書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 前項の規定により無償使用貸借の承諾がなされた後退用地等については、町が道路として整備及び管理をするものとする。

3 整備完了した用地の固定資産税については、地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第5号の規定により非課税扱いするものとする。ただし、後退用地等に後退支障物件が存する場合には適用しない。

(後退用地等の機能保全)

第10条 後退用地等の機能保全を承諾しようとする建築主等は、後退用地等機能保全誓約書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(後退用地等の整備)

第11条 町長は、この要綱に基づく所要の手続きが完了した後、後退用地等の整備を行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

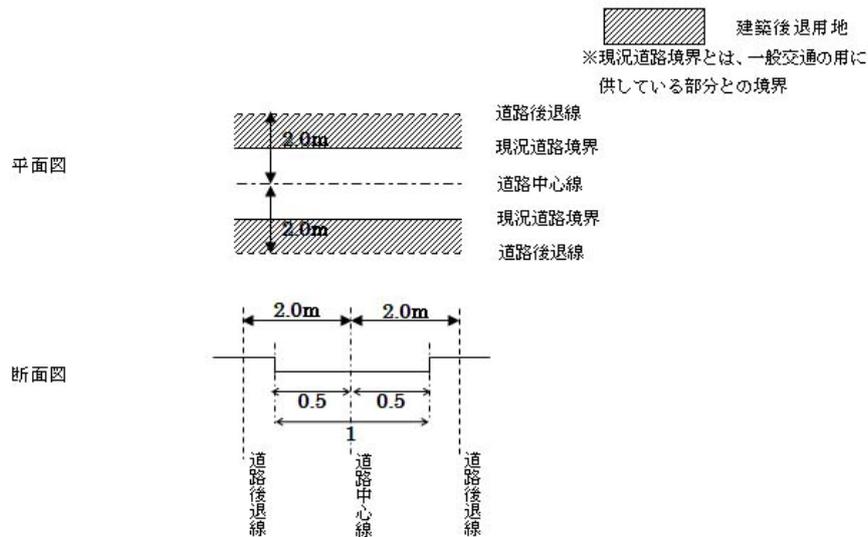
附 則(令和2年4月1日告示第79号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

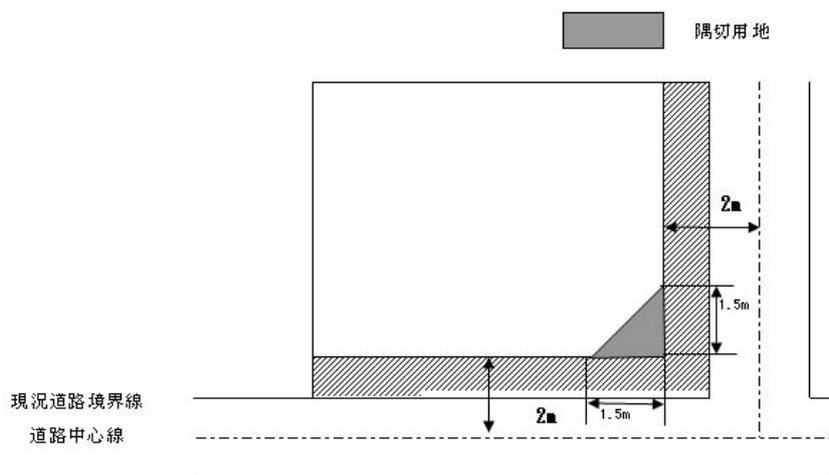
別図(第6条関係)

1 建築後退基準

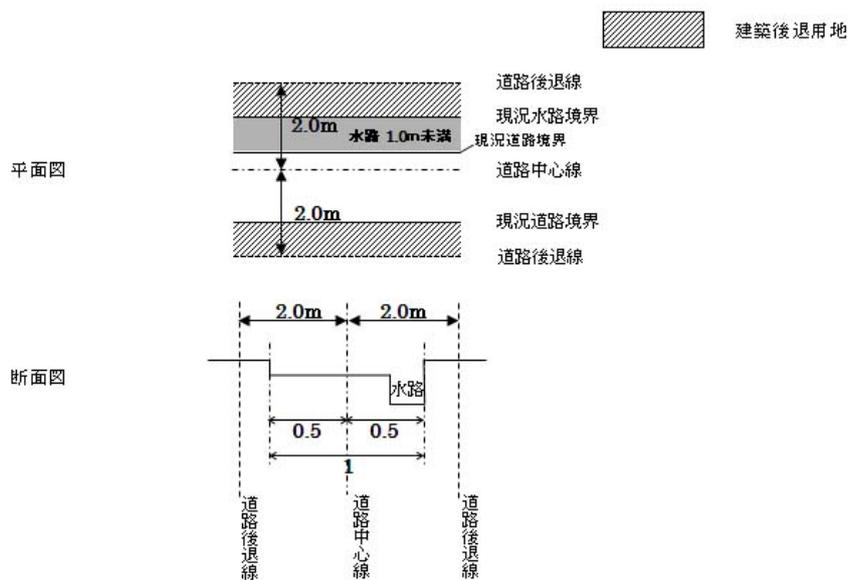
(1) 一般的な場合



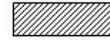
(2) 角敷地の場合

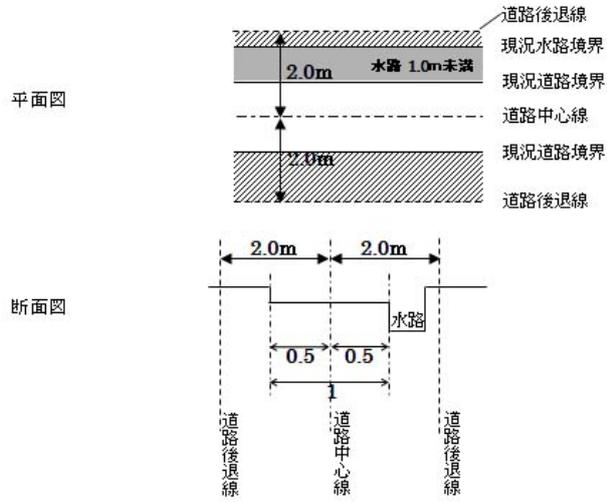


(3) 道路の反対側に1.0m未満の水路があり、水路が道路の管理幅員に含まれている場合

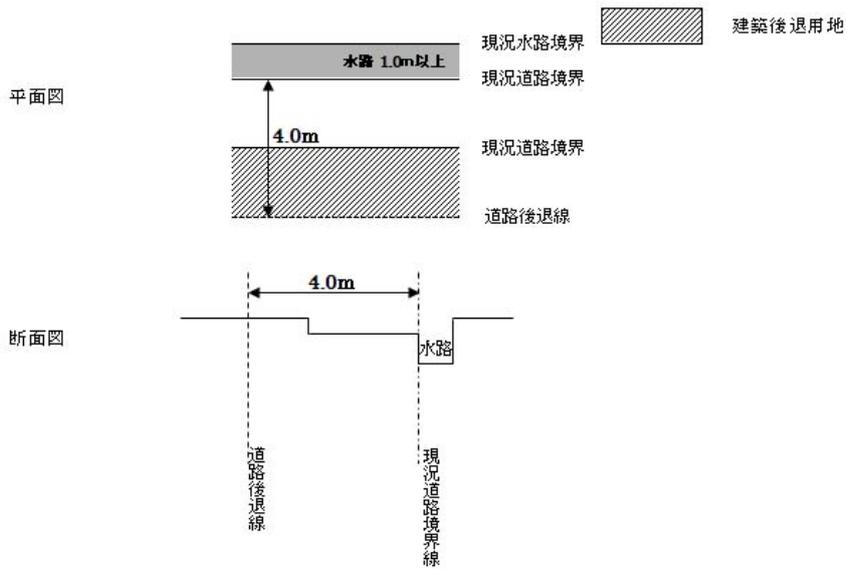


(4) 道路の反対側に1.0m未満の水路があり、水路が道路の管理幅員に含まれていない場合

 建築後退用地



(5) 道路の反対側に1.0m以上の水路等がある場合



様式第1号(第5条関係)

道路後退用地等協議申出書

多気町長 様 建築主住所 氏名 電話番号 () 連絡先住所 氏名 電話番号 ()	年 月 日 ㊟				
「多気町道路後退用地整備要綱」第5条第1項の規定により、関係書類を添えて協議を申し出ます。					
記					
建築場所	多気町				
敷地面積	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">m²</td> <td style="width: 50%; text-align: left;">後退用地等の面積</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">m²</td> <td style="width: 50%; text-align: left;">m²</td> </tr> </table>	m ²	後退用地等の面積	m ²	m ²
m ²	後退用地等の面積				
m ²	m ²				
土地所有者	住所				
	氏名				
	電話番号				
建築完了予定日	年 月 日				
工作物等の設置工事	設置予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
前面道路の種類	<input type="checkbox"/> 町道(号線) <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> 赤道 <input type="checkbox"/> その他()				
前面道路の現況	道路幅員 m 境界確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 すみ切り <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 過去の後退 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未				
後退用地の管理	<input type="checkbox"/> 後退用地は寄付し、町で整備してほしい <input type="checkbox"/> 後退用地は、町で買収・整備してほしい <input type="checkbox"/> 町で整備(無償使用貸借)をしてほしい <input type="checkbox"/> 自分で整備し管理する <input type="checkbox"/> その他()				

※ 添付書類 ①案内図 ②配置図 ③公図の写し ④土地の登記事項証明書(正本にのみ添付) ⑤その他必要とする書類

様式第2号(第7条関係)

後退用地等有償譲渡承諾書

年 月 日

多気町長 様

「多気町道路後退用地整備要綱」第7条により、下記の土地を多気町が道路敷地として有償で譲渡することを承諾します。

建築主住所
(土地所有者)

氏名 (印)

電話番号 ()

記

後退用地等の位置	多気郡多気町	
後退用地等に関する事項	面積	m ²
	後退幅員	m ~ m
	後退延長	m
	地目	

様式第3号(第8条関係)

後退用地等寄附申込書

年 月 日

多気町長 様

「多気町道路後退用地整備要綱」第8条により、下記の土地を道路敷地として多気町に寄附いたします。

建築主住所
(土地所有者)

氏 名

実印

電話番号 ()

記

土地の表示				
多気郡多気町				
字	地番	地目	地積(m ²)	備考

様式第4号(第9条関係)

後退用地等無償使用貸借承諾書

年 月 日

多気町長 様

「多気町道路後退用地整備要綱」第9条第1項により、下記の土地を多気町が道路敷地として無償で使用すること、及び舗装・側溝等の整備をすることを承諾します。

なお、この土地の所有権等を移転するときは、あらかじめ多気町に通知するとともに、上記物件を継承いたします。

建築主住所
(土地所有者)

氏名 (印)

電話番号 ()

記

後退用地等の位置	多気郡多気町	
後退用地等に関する事項	面積	m ²
	後退幅員	m ~ m
	後退延長	m
	地目	

※ 上記の土地にかかる固定資産税については「多気町道路後退用地整備要綱」第9条第3項に基づき、道路用地として原則非課税扱いとなります。

様式第5号(第10条関係)

後退用地等機能保全誓約書

年 月 日

多気町長 様

「多気町道路後退用地整備要綱」第10条により、下記の後退用地等について、自らの責任において次の事項を遵守し、道路としての機能保全を図ることを誓約いたします。

- 1 後退用地等内に工作物等を設けないこと。
- 2 後退線の主要な位置に後退杭を埋設し、後退線を明確にして、自らの責任で維持管理すること。
- 3 土地又は、建築物等の所有権等を移転する場合は、この誓約事項を継承すること。

土地所有者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号 ()

建 築 主 住 所

氏 名 ⑩

電話番号 ()

記

後退用地等の位置	多気郡多気町				
後退用地等に関する事項	面	積	後退幅員	後退延長	地目
		m ²	m～ m	m	

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)